

第57回穴粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年3月7日（金曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 3月7日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|--------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 第 1号議案 | 穴粟市空き家等の対策に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 2号議案 | 第 2号議案の訂正について |
| 日程第 3 | 第 2号議案 | 穴粟市産業立地促進条例の全部改正について |
| 日程第 4 | 第 4号議案 | 穴粟市情報公開条例及び穴粟市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 5号議案 | 穴粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 6号議案 | 穴粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 40号議案 | 穴粟市福祉医療費助成条例の一部改正について |
| | 第 41号議案 | 穴粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 7号議案 | 穴粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 8号議案 | 穴粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 9号議案 | 穴粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 10号議案 | 穴粟市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 11号議案 | 穴粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 第 12号議案 | 穴粟市下水道条例及び穴粟市生活排水処理施設条例の一部改正について |
| | 第 13号議案 | 穴粟市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 3号議案 | 穴粟市職員定数条例の一部改正について |

- 日程第 1 4 第 14号議案 宍粟市立学校設置条例の一部改正について
- 第 15号議案 宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例の一部改正について
- 第 16号議案 宍粟市社会教育委員条例の一部改正について
- 日程第 1 5 第 19号議案 過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 20号議案 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 1 6 第 21号議案 債権の放棄について
- 日程第 1 7 第 22号議案 平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて
- 第 23号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 日程第 1 8 第 24号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
- 第 25号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 26号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 27号議案 平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 28号議案 平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 1 9 第 29号議案 平成26年度宍粟市一般会計予算
- 第 30号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 31号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 32号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
- 第 33号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 34号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 35号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計予算
- 第 36号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 37号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計予算
- 第 38号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 第 39号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 第 1号議案 | 宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 2号議案 | 第 2号議案の訂正について |
| 日程第 3 | 第 2号議案 | 宍粟市産業立地促進条例の全部改正について |
| 日程第 4 | 第 4号議案 | 宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 5号議案 | 宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 6号議案 | 宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 40号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について |
| | 第 41号議案 | 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 7号議案 | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 8号議案 | 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 9号議案 | 宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 10号議案 | 宍粟市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 11号議案 | 宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 第 12号議案 | 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部改正について |
| | 第 13号議案 | 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 3号議案 | 宍粟市職員定数条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 第 14号議案 | 宍粟市立学校設置条例の一部改正について |
| | 第 15号議案 | 宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例の一部改正について |
| | 第 16号議案 | 宍粟市社会教育委員条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 第 19号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 第 20号議案 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第 16 | 第 21号議案 | 債権の放棄について |
| 日程第 17 | 第 22号議案 | 平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩 |

しについて

- 第 23号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 日程第 18 第 24号議案 平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）
- 第 25号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 26号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 27号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 28号議案 平成25年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 19 第 29号議案 平成26年度穴粟市一般会計予算
- 第 30号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 31号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 32号議案 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算
- 第 33号議案 平成26年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 34号議案 平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 35号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計予算
- 第 36号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 37号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計予算
- 第 38号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計予算
- 第 39号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員 | 2 番 稲 田 常 実 議 員 |
| 3 番 飯 田 吉 則 議 員 | 4 番 大 畑 利 明 議 員 |
| 5 番 小 林 健 志 議 員 | 6 番 伊 藤 一 郎 議 員 |
| 7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 | 8 番 西 本 諭 議 員 |
| 9 番 秋 田 裕 三 議 員 | 10 番 藤 原 正 憲 議 員 |
| 11 番 東 豊 俊 議 員 | 12 番 福 嶋 齊 議 員 |

13番 岡前治生 議員
15番 林 克治 議員
17番 高山政信 議員

14番 山下由美 議員
16番 実友 勉 議員
18番 岸本義明 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君 書記 宮崎 一也 君
書記 清水 圭子 君 書記 原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元 晶三 君 副市長 清水 弘和 君
教育長 西岡 章寿 君 参事兼企画総務部長 高橋 幹雄 君
参事兼土木部長 平野 安雄 君 会計管理者 杉尾 克君
一宮市民局長 秋武 賢是 君 波賀市民局長 西川 龍君
千種市民局長 阿曾 茂夫 君 まちづくり推進部長 西山 大作 君
市民生活部長 岸本 年生 君 健康福祉部長 浅田 雅昭 君
産業部長 前川 計雄 君 農業委員会事務局長 前田 正明 君
水道部長 船引 英示 君 教育委員会教育部長 岡崎 悦也 君
総合病院事務部長 広本 栄三 君

(午前 9 時 3 0 分 開議)

議長 (岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告 1、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願います。

報告 2、本日市長より第 2 号議案の訂正についての申し出が提出されております。これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 1 号議案

議長 (岸本義明君) 日程第 1、第 1 号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る 2 月 26 日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9 番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長 (秋田裕三君) 2 月 26 日に審査付託のありました第 1 号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定について、2 月 28 日及び 3 月 3 日の 2 日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

この条例は、少子高齢化、過疎化が進む中、増加傾向にある空き家に対し、適正な管理及び利活用について、市、空き家等の所有者等、事業者及び自治組織の 4 者の立場を明確にする中で空き家等対策に必要な事項を定め、市民の安全及び良好な生活環境の保全並びに地域コミュニティの活性化及びまちづくり活動の促進に寄与することを目的とするもので、市、空き家等の所有者については責務としての取り組みを明確にし、事業者及び自治組織については、あくまでも役割として協力を仰いでいこうとするものであることから、配付しております修正案のとおり、第 1 条中「空き家等の所有者等、事業者及び自治組織の責務」を「空き家等の所有者等の責務、事業者及び自治組織の役割」に、第 7 条の見出し中の「責務」を「役割」に、

同条例文の中「努めなければならない。」を「努めるものとする。」に、また、第8条の見出し中「責務」を「役割」に、同条中「努めなければならない。」を「努めるものとする。」にそれぞれ改めるべきと決しました。

審査の結果、全会一致で原案を修正議決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第1号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、修正であります。

第1号議案を委員長報告のとおり修正することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（岸本義明君） 起立全員であります。

第1号議案は、委員長報告の修正案どおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く原案について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（岸本義明君） 起立全員であります。

よって、修正部分を除く原案は可決されました。

日程第2 第2号議案の訂正について

議長（岸本義明君） 日程第2、第2号議案の訂正についてを議題とします。

本件については、市長より訂正の申し出が出ております。

訂正理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第2号議案の訂正につきまして、御説明合を申し上げます。

去る2月26日に提出をしました第2号議案、宍粟市産業立地促進条例の全部改正についての議案を訂正したいので、宍粟市議会会議規則第20条の規定により、議会の承認を求めるものであります。

訂正の理由ですが、障害者雇用奨励助成の対象事業者として、増設事業者に対しても新設事業者と同様に対象といたしたく関連する条文の訂正を行うものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） お諮りします。

ただいま議題となっております第2号議案の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 異議なしと認めます。

第2号議案の訂正については、承認することに決定いたしました。

日程第3 第2号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第2号議案、宍粟市産業立地促進条例の全部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年2月26日に審査付託のありました第2号議案、宍粟市産業立地促進条例の全部改正につきまして、2月27日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

先ほど承認されました本議案の訂正部分につきましては、審査前に議長より通知を受けておりましたので、訂正されたものとして審査を行いました。

第2号議案は、産業の振興と雇用機会の拡大を目的とする当該条例の全部を改正

するもので、企業が宍粟市へ進出しやすい環境を整備するため、助成内容を拡大するものでございます。

対象が3業種から18業種全てに拡大することについて、委員からは地元が望まない業種の進出を懸念する声がありましたけれども、第3条第3号の規定で「周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある場合は、その予防対策、周辺住民への説明その他必要な措置を講じる者」とあります。地元同意が前提であること、また、地元の同意があっても公害等の発生恐れのあるようなときには、規則によりまして「市長が不相当と認める事業」となるもので助成対象外であるとの説明でございました。

審査の結果、第2号議案については、適切と判断をいたしまして、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。今回全部改正ということで、今後廃校も小学校の統合に伴い増えてくる。そういうことも含めた全部改正というふうなことになるわけでありましてけれども、この間もそういう宍粟市に来てみたいというふうな業者の問い合わせは幾つかありますというふうな報告は受けておりますけれども、今回の改正を受けて、企業が実際に来る見通しとか、そういう部分というのが実際あるのかどうか、そのあたりのところの議論がされておりましたらお示し願いたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 委員会としてはその部分について、協議はいたしておりません。

議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第2号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第4号議案

議長(岸本義明君) 日程第4、第4号議案、宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 2月26日に審査付託のありました第4号議案、宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部改正について、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

この議案につきましては、市民の方からの公文書及び保有個人情報の開示請求を、より行いやすいものとするために、開示に要する手数料の無料化を行うとともに、手続の一部簡素化を図り、あわせて一部文言の整理を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第5号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第5号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 2月26日に審査付託のありました第5号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

この議案につきましては、しそチャンネルの視聴者を増加させ、宍粟市光ケーブルネットワーク施設の有効活用を図り、行政情報や防災情報等の伝達の向上を図るために、放送通信サービスの加入時負担金の免除期間を2年間延長しようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上

げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が出ておりません。これで討論を終了したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第6号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第6号議案、宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 2月26日に審査付託のありました第6号議案、宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正について、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

この議案につきましては、現在この条例に規定する寄付金の使途が「水源のさと保全に係る事業」と「観光資源の発掘、利活用に係る事業」の2点に限定されており、有効活用ができていないために教育・文化・スポーツの推進や少子化対策、福祉医療の増進及び産業の振興といった事業全般に広く活用できるようにするとともに名称を「ふるさと宍粟寄付金条例」に改正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第40号議案～第41号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第40号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてから第41号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る2月26日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託してい

たものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第40号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について及び第41号議案、宍粟市母子等医療費の助成に関する条例の一部改正については、2月27日に第17回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第40号議案の老人医療費助成事業につきましては、県の補助を医療費の2分の1を受けて実施されておりますが、県において、65歳から69歳までを対象とする自己負担割と限度額の見直しが行われましたので、市においても、同様に低所得者 の分類で自己負担割合を1割から2割に、低所得者 の区分で外来8,000円を1万2,000円に、入院2万4,600円を3万5,400円に見直すものであります。

次に、第41号議案につきましては、県の補助を医療費の3分の2を受けて実施されておりますが、県において低所得者層を重点化した所得制限と自己負担限度額の見直しが行われましたので、市においても、所得制限と負担金を外来1日600円を800円に、入院月額2,400円を3,200円に見直すものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第40号議案、第41号議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決しましたので、よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第40号議案、第41号議案に対しての反対討論を行います。

まず、第40号議案宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について、反対討論を行

います。

今回の福祉医療費助成制度は、65歳から69歳までの福祉医療対象者全てを2割負担に統一するものです。低所得者の収入基準は、年金収入が80万円以下であり、1カ月にすると約6万6,000円で国民年金の満額支給額とほぼ同額程度であります。この低所得の階層については、改正前は自己負担額は1割負担であったものが2割負担となります。例えば改正前は自己負担額が1,000円であった人は2,000円に、3,000円であった人は6,000円にと負担が2倍になります。負担限度額の引き上げは行われませんでした。医療機関にかかることの多い高齢者であり、しかも低所得者であるところを考えると大変大きな負担となります。

そして、その影響を受ける方が124人にのぼります。また、低所得者の階層では、改正前より2割負担になっていましたが、その限度額を外来8,000円を1万2,000円に、入院2万4,600円を3万5,400円にと大幅に引き上げる内容です。

今回の改正の要因は、兵庫県が行政改革による福祉医療費削減を強行したことによるものであります。市民の暮らしを守るべき市長は県の負担分を負担してでも現行制度を守るべきであります。

以上で第40号議案の討論を終わります。

続きまして、第41号議案に対する反対討論を行います。

この母子家庭等医療費助成制度は、兵庫県が3分の2、宍粟市が3分の1の負担割合の福祉医療制度の一つです。今回の改正は、先ほどの討論で述べたように、兵庫県の行政改革によるものであります。その内容は、所得制限を大変厳しくするもので、現行では扶養家族2人の場合で、収入ベースで413万円まで認められていたのが226万円までしか認めなくするものであります。そのために現行で393人の対象者が、改正しますと96人へと対象者が激減してしまいます。

母子家庭等は全国的にも収入の低さが社会問題となっており、その問題を救済する一つの施策がこの医療費の助成制度です。しかも、負担限度額も外来1日600円から800円に、入院2,400円を3,200円に引き上げることになっています。今回の制度改正によって県が400万円、市が200万円の負担が減るそうであります。

繰り返し述べますが、市民の暮らしをまもるべき市長は、県負担を市が持ってでも現行制度を継続すべきであります。

以上で討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 第40号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正及び第41号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する一部改正に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、老人医療助成事業については、国において高齢者の自己負担割合が見直されたことに伴い、県においても高齢者との均衡を図るために65歳から69歳までの自己負担割合と医療費の限度額が見直されます。

先ほどありましたように、宍粟市においては、現在低所得の方が124名、低所得の方が110名いらっしゃいますが、この事業を行っているのが全国で4件しかなく、見直しの傾向にあります。内訳は県と市が2分の1ずつの助成となっております。しかも一般の方の3割負担に比べかなり優遇された事業であることも含め、宍粟市においても同様の改正が行われるものです。

続いて、母子家庭等医療費助成事業についてですが、12月末で対象となる方が高校生117名、親276名の計393名が、改正後は高校生21名、親75名の計96名となります。こちらの内訳は県が3分の2、市が3分の1の助成となっております。こちらに関しても一般家庭の3割負担と比べ、かなり優遇された事業であり、母子世帯とその他の世帯との不均衡を是正するため低所得者層を重点化した所得制限と一部負担金の見直しが行われるものです。

どちらも県の補助を受けておりまして、今回の条例改正についてはやむを得ないものと判断し、賛成するものです。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第40号議案を採決いたします。

第40号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第40号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第40号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第41号議案を採決いたします。

第41号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第41号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第41号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第7号議案

議長(岸本義明君) 日程第8、第7号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第7号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、現在、販売されているゴミ袋及びシール価格を条例上でゴミ収集等手数料として明確にするものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。よろしくお願いいたします。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

15番、林 克治議員。

15番(林 克治君) 15番、林でございます。第7号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、条例改正によりゴミ収集等手数料を新たに創設し、ゴミ袋販売価格を手数料金額として定めようとするものです。

手数料については、地方自治法第227条で地方公共団体の事務で特定のもののた

めにするものにつき手数料を徴収することができる」と定められており、手数料の金額については、戸籍関係の交付手数料や各種証明手数料のように、その事務に係る手間である行政事務コストをもとに行政と特定の者の負担割合を勘案して適正妥当な額を定めているのが一般的であります。

提案されているごみ収集手数料は、分別ごとに2円から30円の9種類に細分化しているが、どのごみも同じように収集車でステーションを巡回して収集しており、ごみの種類によって収集コストが大きく違うとは考えられない。よって、安易にごみ袋販売価格を手数料金額として定めることは、金額の算定根拠が不明確であり、適正妥当なものとは認めがたいので、本議案に反対するものであります。

議員各位の良識ある判断をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 第7号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対しまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、市が収集する一般廃棄物を市の定めた区分で分別し、指定袋やシールを張り、決められた場所へ出すことと、ごみ袋の販売価格をごみ収集等手数料として明記するもので、現在の販売価格と同じ価格であり、また、兵庫県内の市町と比べても特に高いものでもなく、反対するものでないと判断いたしました。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑でございます。宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案につきまして、反対の立場で討論を行います。

本条例案は、単に現在販売をしている市の指定ごみ袋及びシールの価格を条例上で明記するものであります。

私は、以下の3点の理由によりまして、当議案に反対するものです。

一つには、資源ごみ袋、紙袋、この作製には手数料、いわゆる販売価格よりも高い費用を費やしなが、その袋は資源循環をされず焼却をされるという、そういう取り扱いになっています。一方、可燃ごみ・不燃ごみ手数料、販売単価の算定根拠が不明確であるというふうに考えます。この可燃・不燃ごみ袋の販売単価は作製単価の3倍以上を設定しておりますが、何らその根拠が明確ではございません。そしてまた、三つ目に、その手数料から得る収入の充当先がこれまで資源回収や生ごみ

処理機の購入補助金などに充当され、リサイクルを進める方向で一定の評価がされていたというふうに考えますが、今回の収入はその充当先が、これまで条例上無料とされていましてごみ処理経費などに充当されておりました、従前の考え方よりも大きく後退するものというふうに考えまして、到底市民の理解が得られないというふうに私は考えて反対をするものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第7号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第7号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第8号議案

議長（岸本義明君） 日程第9、第8号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第8号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について報告いたします。

現在、国庫補助による助成3万円と市の助成上限額6万3,000円を合わせた9万3,000円の助成がありますが、国庫補助制度が廃止され交付税措置化されたことにより、二つの制度を一本化して上限額9万3,000円、助成回数14回までとするものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第9号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第9号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年2月26日に審査付託のありました第9号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正については、2月27日に、第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定によりまして報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第9号議案は、現在、法定定数どおりの30人である農業委員会の選挙による定数を、農業委員会から提出された意見書のとおり、4人減員して26人に改正するものであります。

審査の結果、第9号議案につきましては、適切と判断をいたしまして、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。第9号議案に対して日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

今回の農業委員会委員の定数の削減については、農業委員会により定数削減の決議が行われて提案されたとの提案説明がありました。しかし、農業委員会には農地法等で権限が与えられている事項はもとより、地域内の農政全般に責任を負う大切な行政委員会の一つであります。しかも農協推薦2人、議会推薦4人を除いては地域から選挙で選出される委員であります。宍粟市のような広大な面積を有する地域は、それぞれの地域により農業の形態が異なり、求められる農業施策も決め細やかな対応が必要であります。地域から選出される農業委員を減らすことは、地域ごとの農業者の声が農業委員会に届きにくくなることに繋がると考えます。よって、定数削減には反対するものであります。

以上で討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、福嶋 斉議員。

12番（福嶋 斉君） 第9号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

今回の条例改正は、転用等による農地の減少及び高齢化による農業従事者の減少、市行財政改革推進大綱に基づく取り組み、また県内における農業委員会の現状等を踏まえ、農業委員会において定数について協議された結果でございます。

宍粟市の農地面積は2,360ヘクタールで、定数をこれまでの30人を26人に改正するものです。ちなみに、たつの市では、農地面積3,000ヘクタールで定数30人を25人に、佐用町では農地面積1,960ヘクタールで定数30人を半数の15人に改正されて

います。農業委員会で協議した結果であり、宍粟市の農業委員の定数は妥当だと考えます。

以上により賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第9号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第9号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第10号議案

議長（岸本義明君） 日程第11、第10号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年2月26日に審査付託のありました第10号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正については、2月27日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第10号議案は、住宅マスタープランに基づき建て替え工事をしてきた市営下比地団地の二期工事の完成に伴い、住宅の名称、位置及び戸数を変更する改正をするものであります。

審査の結果、第10号議案につきましては、適切と判断をいたしまして、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第10議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第11号議案～第13号議案

議長(岸本義明君) 日程第12、第11号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから議第13号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る2月26日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 平成26年2月26日に審査付託のありました第11号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、第12号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部改正について、第13号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についての3議案は、2月27日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第11号議案の内容といたしましては、現在、市内にある二つの水道事業体を一つにするため、簡易水道事業を上水道事業に統合する条例改正を行うもの、また、あわせて、簡易水道に関する各条例の廃止を行うものであります。

第12号議案及び第13号議案につきましては、上下水道料金の市内統一について、公共料金審議会の答申を受けての料金改定であります。

第12号議案の内容は、現在市内で採用されております2種類の下水道使用料の料金体系について、世帯人数で算定する人頭制を廃止し、排出水量に応じて算出する従量制に統一する条例改正を行うものであります。

第13号議案は、統合前の簡易水道の区域の料金を含む上水道料金を改定するものであります。

今回の料金改定により、平均的な一般家庭の料金は値下げになりますが、急激に料金が上がる大口の使用者などには、激変緩和措置により、緩やかに新料金に近づけることとなっております。

審査の結果、第11号議案、第12号議案、第13号議案の3議案につきましては、適切と判断し、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第11号議案の審議について質疑をさせていただきます。

総括のというか、前回の議案上程上の質疑のときにも、伺ったんですけども、宍粟市内で給水区域の中に含まれない地域があるということは指摘させていただいているんですけども、それに関する議論、どのように審議されたか、お知らせください。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 区域外につきましては、今回の条例からも区域外であるということです。今までにも地域に入って合併するかどうか、いろいろ協議もなされたようでございますが、地域の関係等で今のところ統合することにはなっておりません。

以上のとおりでございます。

議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私も本会議で指摘したところでありますけれども、今回の料金改正によって水道ではたしか7万円を超えるような月額負担が増える、下水道では20万円を超えるというふうな大変負担が増えるというふうなケースが出てくるということがわかっておるといふことで、激変緩和だけでは事業そのものが存続できるかどうかということにもかかわってくるのではないかといいふうな中で、水道部長のほうは適切に対応していきたいといふうなことの答弁がありましたけれども、具体的にその激変緩和のみではなしに、もっと踏み込んだ私が提案したような減免制度であるとか、そういうものをつくるかといふうな議論はされなかったのか、その点をお伺いいたしたいと思います。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 激変緩和措置につきましては、5年間についてはこのとおりでいきたい。そして、今後についてはこれからいろいろと5年が過ぎてから検討をしていくと、そういう返事ございました。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本3議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第11号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第3号議案

議長（岸本義明君） 日程第13、第3号議案、穴粟市職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 2月26日に審査付託のありました第3号議案、穴粟市職員定数条例の一部改正について、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の改正は、今般、簡易水道事業を水道事業に統合することに伴いまして、簡易水道事業に計上しております職員数を水道事業職員に計上する必要性が生じたため、職員定数条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上

げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第3号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第14号議案～第16号議案

議長（岸本義明君） 日程第14、第14号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてから第16号議案、宍粟市社会教育委員条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る2月26日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 2月26日に審査付託のありました第14号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正について、第15号議案、宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例の一部改正について、第16号議案、宍粟市社会教育委員条例の

一部改正についての3議案につきまして、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第14号議案につきましては、菅野・土万小学校区の保護者・地域住民と学校関係者による地区協議会において協議された結果、平成26年3月31日に菅野・土万両小学校を廃止し、平成26年4月1日から新しい学校、山崎西小学校を開設すること、また、その設置場所は、現在の菅野小学校の場所とすることの協議が整い、第10回教育委員会での決定を受け、今回条例を改正するものであります。

審査の結果、第14号議案につきましては、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第15号議案につきましては、支給対象者を広げる国の制度改正により、小学校または中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定される障がいの程度に該当する児童生徒についても、新たに特別支援教育就学奨励費の支給対象に加えられたことから、今回該当する児童生徒を支給対象に加えるための改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第16号議案につきましては、第3次一括法による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令を参酌して条例で定めることとされたため、条例の改正を行うものであります。

審査の経過については、委嘱対象者に学校教育関係者が含まれているが、本来社会教育には学校教育が含まれないこと、また学校教育関係者の負担増をより増長するものであるとの意見が出されました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第16号議案、宍粟市社会委員条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

審査を付託された総務文教常任委員会の委員として、委員会で可決となったものを反対するのは本意ではありませんが、今回の条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴う社会教育法の改正によるものです。

これまでは、社会教育法の中に社会教育委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱すると定められていたものが文部科学省令を参酌して条例を定めるとされました。参酌すべき基準とは、それを十分に検討した結果であれば、地域の実情において、異なる内容を条例で定めることが許されています。しかし、宍粟市の社会教育委員の条例には、この文部科学省令の参酌すべき基準をそのまま追加するものではありません。

社会教育は、学校教育以外の教育の総称で、まちづくり、人権、男女共同参画、消費者教育、福祉活動、余暇活動など、社会的な課題を解決する社会の要請に応える人材を育てる大切な分野であります。宍粟市において、住民の参画、協働を進めるためになくてはならない分野です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る法律、いわゆる一括法の施行を好機と捉え、宍粟市のまちづくりのためにも今後ますます発展させなければならない社会教育のあり方自体を含め、しっかりと議論した上で、社会教育の委嘱条件を地域の実情に合わせたものに改正すべきと考え、反対いたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 私は、第16号議案、宍粟市社会教育委員条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

社会教育法第15条の改正に伴い、本条例を一部改正するものであります。具体的には、先ほど委員長報告にもありましたが、この法律で改正あるいは削除された部

分を本条例に追加するものであります。従来どおり地域の実情に応じた幅広い分野の方が社会教育委員になれるように、本条例を改正するものであると申し上げまして、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第14号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案を採決いたします。

第16号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第16号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前 11時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 第19号議案～第20号議案

議長（岸本義明君） 日程第15、第19号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてから第20号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る2月26日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 2月26日に審査付託のありました第19号議案、過疎地域自立促進計画の変更について、第20号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についての2議案について、2月28日に産業建設常任委員会との連合審査会を開催するとともに、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第19号議案につきましては、過疎地域の自立のための振興施策について、「産業の振興」、「交通体系の整備」及び「教育の振興」に関する事業を追加変更するものであります。

具体的には、「産業の振興」としては、クリンソウの生息が確認された「ちくさ高原エリア」に、増加する来場者への対応として公衆トイレを設置するとともに湿原の整備とあわせ、クリンソウの保護を行う団体への支援を行うものであります。また、森林資源を活用した森林セラピー整備事業に取り組むものであります。

次に、「交通体系の整備」では波賀市民局管内では、市道河東線と波賀と千種を結ぶ市道齊木内海線の道路舗装事業を行うものであります。

また、「教育の振興」については、波賀小学校の改修工事、千種地域における認定こども園の新設にあわせ、千種B&G海洋センターの改修及び千種図書館を新設するものであります。

次に、第20号議案につきましては、平成21年3月策定の辺地総合計画に計上している一宮町井内・黒原辺地及び草木・千町辺地内の市道黒原千町線道路改良事業の計画期間が平成25年度をもって終了することから、新たに平成26年度から平成30年度までの5カ年において引き続き事業を実施するための総合整備計画を策定するも

のであります。

審査の結果、第19号議案、第20号議案ともに全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、ここに御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本2議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第19号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第21号議案

議長（岸本義明君） 日程第16、第21号議案、債権の放棄についてを議題といたします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第21号議案、債権の放棄について報告いたします。

今回、債権放棄しようとしている資金は、昭和49年貸し付けの住宅建設資金で、借受人が破産した後、死亡しております。また連帯保証人の1人は死亡し、その相続人全員が相続放棄しており、残りの1名についても、連帯保証人である事実が証明できないことから、債権の回収の見込みがないものでやむを得ないものと判断しました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。委員会に債権放棄についての経緯が提出されておいて、その資料を見せていただくと、今回のケースについては支払いが滞って、それで裁判所に訴訟を提起までされて、そして結果的に和解が成立して納付を約束されたけれども、またその後、滞ったというふうなケースということなんですけれども、しかし、経過を見てみますと、平成12年4月19日に主債務者が亡くなられた後、その後、平成25年7月25日になって催告書が主債務者の妻のほうへ発送されておる。その間13年間というのが全く空白になっております。今回、連帯保証人がお認めになった覚えはないというふうなことで、理由書には書いてあるんですけども、その連帯保証人の方についても、主債務者が亡くなられてから4年後の平成16年11月になってから連帯保証人へ請求がされておいて、そのとき初めて連帯保証を否認されておるというふうな経緯が出ておいて、その間の対応がこの経緯を見る限りは全くされてなかったというふうなことになるかと思うんですけども、それで本会議

でも言いましたけれども、法的な問題になるので、時効の関係やとか、その他本当に行政側としてぎりぎりまでの努力をされたのかどうかということがこの中では見えてこないんですね。結果的に時間経過の上で現時点に立ったら、もう債権放棄しかないというふうなことになるまで放置されとったというふうにししか私には見えないんですけども、そのあたりのもう少し具体的な中身については当局からの説明があったのかどうか、そのあたりはいかがですか。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 委員会の中でもその指摘がありました。しかし、過去のことでありまして、なかなか資料の中にもその事実の観点が残っておりません。そういう意味ではっきりした回答は出ておりません。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第22号議案～第23号議案

議長（岸本義明君） 日程第17、第22号議案、平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについてから第23号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの2議案を一括議題といたします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年2月26日に審査付託のありました第22号議案、平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについてと、第23号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についての2議案は、2月27日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

第22号議案は、家畜共済の損害防止事業において実施した、多発疾病の予防衛生措置としての薬剤配布費用の財源に、家畜特別積立金を取り崩して充当するものであります。

第23号議案は、県農業共済連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た額を、共済農家に対し賦課するため、平成26年度の賦課単価と賦課総額を設定するものであります。なお、単価は平成25年度と同様の額となっております。

審査の結果、第22号議案及び第23号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本2議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第22号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第24号議案～第28号議案

議長(岸本義明君) 日程第18、第24号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)から第28号議案、平成25年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、去る2月26日の本会議で、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 2月26日に審査付託のありました第24号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分について、2月28日及び3月3日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の補正につきましては、各種事務・事業について、事業費等の確定により財源を含めた整理及び年度内の完了が困難な事業の繰越明許費などの計上であります。

歳出の主なものは、総務費では勸奨退職に伴う退職手当組合特別負担金の増額、ホームページ構築業務委託料、防犯灯LED化工事費、各種選挙費を事業費の確定により減額するとともに、公共施設再編基本設計業務委託料については実施年度変

更による全額減額であります。

消防費では、消防団員の退職報償金を確定により減額しております。

教育費では、国の補正等にあわせ小中学校の屋内体育館改修工事として、つり天井撤去に係る費用を追加しております。

公債費では、後年度の財政負担軽減のため、繰上償還金を追加で計上しております。

歳入の主なものとしては、国の総額調整として減額されていた普通交付税の調整額の復活に伴う追加、国庫支出金では小中学校屋内体育館改修工事に係る学校施設環境改善交付金の計上、県支出金では選挙費委託金の減額であります。

財産収入では、一宮町安積地内における土地売り払い収入の増額、寄附金も実績により増額するものであります。

市債については、国の補正による小中学校屋内体育館改修工事に係る地方債の増額であります。

繰越明許費では、（仮称）千種認定こども園用地造成事業、小中学校防災機能強化事業などの年度内完了の見込みが立たない事業を計上しております。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第24号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の当委員会の関係部分について報告いたします。

主なものとして民生費においては地域福祉計画策定事業と障害者自立支援給付支払システム改修事業の繰越明許費が計上されており、平成25年度利用見込みにより老人保護措置費を減額、老人医療助成費、外出支援サービス事業委託料を増額されております。衛生費においては、各種健診委託料や予防接種委託料を実績見込みにより減額されております。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第24号議案の外出支援サービス事業委託料880万円の増額については、平成25年度当初予算額が9,620万円で決算見込額が1億500万円、平成26年度予算額では1億1,144万円と年々増加しており、この制度の維持が非常に困難な状況にあります。市当局は、速やかに公共交通体系とあわせて外出支援サービス事業を見直すべきであるという意見を付して賛成多数

で可決すべきものと決しました。

第25号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

高齢者の負担割合が1割から2割に引き上げられることによる国民健康保険システム改修費が計上されております。

次に、第26号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

消費税率改正による介護保険システム改修費が計上されております。

いずれも関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第25号議案及び第26号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年2月26日に審査付託のありました第24号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の当委員会関係部分、第27号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、第28号議案、平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正予算3議案につきましては、2月27日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第24号議案は、各種事務事業の事業費等の確定による補正でございまして、主な内容としましては、産業部関係では、有害鳥獣捕獲事業の減額、県営ほ場整備事業負担金の増額、治山事業災害復旧費の減額、年度内完了が困難な震災対策農業水利施設整備事業の繰越明許費の追加を行い、土木部関係では、地籍調査委託料の減額や、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料の追加を繰越明許費に計上するほか、繰越明許費には入札不調により遅延した河川災害復旧事業の追加、物件移転の遅延による道路新設改良事業の変更を計上いたしております。

第27号議案、第28号議案は、いずれも河川改修事業や砂防事業の県事業とあわせて実施する予定でありましたが、県事業の遅れにより今年度完了が見込めないため、繰越明許費の計上をするものであります。

審査の結果、第24号議案の関係部分、第27号議案、第28号議案の3議案について

は、適切、あるいはやむを得ないものと判断をいたしまして、全て全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

反対者の発言を許します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 第24号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）に対し、反対の立場で討論いたします。

なぜかといいますと、民生費、在宅介護支援費のうち外出支援サービス事業委託料の補正予算に疑問を抱いております。この事業は、平成23年度の決算額が5,985万円でした。平成24年度予算額5,056万円に対し、決算額は何と8,591万円、平成25年度には9,600万円以上の予算が組まれております。そして、さらに今年度新たに880万円の補正予算を組もうとしているものです。

また、実利用者数に関しましても、平成21年度458人から平成25年度にはほぼ倍である899人となっております。

一昨日の一般質問でも触れましたが、このように右肩上がりに増えていく利用者と金額に対し、利用者等の見直し策を考え、財政状況に応じた手段をとっているとは思えません。一番問題であるのは、これだけ多くの補正予算をこの時期に組まなければならない、平成26年度1億1,100万円という予算を組もうしているにもかかわらず、制度の見直しが遅れ、今回の利用回数の見直しについても、広報発行日の3日前になって所管の民生生活常任委員会に報告があるなど、議会そして常任委員会を軽視したものと思われまます。

要綱の見直しは委員会に図る必要はないとお考えかもしれませんが、このままでは状況を市民の方々にきちんと説明できるものではありません。このようなやり方を認めてしまうのは、今後の委員会運営に支障を来し、議員の資質を問われます。

よって、今回の補正予算に関しましては反対いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第24号議案を採決いたします。

第24号議案は起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第24号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時40分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 3 3 分 休 憩

午前 1 1 時 4 0 分 再 開

議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 1 9 第 2 9 号 議 案 ~ 第 3 9 号 議 案

議長(岸本義明君) 日程第19、第29号議案、平成26年度穴粟市一般会計予算から第39号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

当該11議案につきましては、去る2月26日の本会議で提案説明が終わっております。

ただいまより質疑を行います。

議題の範囲内でできるだけ簡明に質疑をお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき順次発言を許可いたします。

13番、岡前治生議員。

1 3 番 (岡 前 治 生 君) 13番です。それでは、市長の施政方針並びに平成26年度予算全般について、質疑をしたいと思います。

まず、外出支援サービスと公共交通について、施政方針の中で述べられております。それで、外出支援サービスについては一般質問等でもいろいろと議論もあって答弁もありました。その中で今回平成26年度の改正分と将来的にはこういうふうにもっていききたいというふうな案が示されております。それが当初予算にも反映されているとは思いますが、今回、私がお聞きしたいのは、外出支援サービスの見直しについて、大変予算が膨らんだから縮小しなくてはならないというふうな、

そういう議論ではなしに、なぜこれだけ事業費が膨らんでしまったのか、そういうところをしっかりと私は一度検証する必要があるのではないかなと思うんですね。

それで、今回質問で通告しておりますのは、2012年度、2013年度の旧町ごとの距離別または金額別の公費負担額と利用者数のわかる資料、これを出していただけたらわかるんじゃないかなと思います。

例えば、波賀町と総合病院、これを中心部中心部で結んだとしても片道5,000円以上かかります。往復ですと1万円ということになるわけですね。それに対して個人負担は1,000円ですから、そしたら9,000円の公費負担というふうな制度になっているわけです。ですから、こういう制度設計そのものに無理があったのではないかなという危惧を私は一つしております。そういう部分でこれだけ事業費がはね上がったのは、そういう遠距離、通常タクシーというの近距離で使うというのが想定されておりますから、料金体系上も。そういうふうは何十キロというふうなことになりますと、何千円、恐らく今穴粟市の北部から山崎になると片道が1万円近いような金額が算出できるんじゃないかなと思っております。そういう部分で一度そういうふうな距離別であるとか、金額別にどの程度の人がどのような利用をされておったのか、そういうふうな検証を是非してみる必要があるんじゃないかと思っておりますので、そういうふうな詳しい資料を出していただきたい。

それと、もう1点は、民生生活常任委員会に出された資料の中で、みなし認定という枠があって、このみなし認定という方が登録者数でも実利用者数でも実利用回数でも約4分の1を占めておるんですね。要綱を見ても、要綱の中にはみなし認定というふうなことは一切入ってないんですね。通常、特に市長が認めた場合というふうなことが入っている条例であるとか規則というふうな例外規定で入る場合は多いんですけれども、このみなし認定というふうなことがどの規則上にも当てはまらないにもかかわらず、これだけ増えてきた、これらも一つの事業費が大変膨らんだ要因になっているんじゃないかなと思いますので、そのあたり、私は必要な方が必要なサービスを受けるということに対して否定するものではありません。ましてや奨励するものでありますし、これまでも利用料の減免とかいるんな減免制度の適用について、是非市長の例外規定、特に必要と認めるものということを適用してやってもらいたいということをお願いしたケースは何度もあります。しかし、今回の場合は、そういう規定がないのに、みなし認定というふうな規定で利用されている方があまりにも多いというふうなところ、このこともしっかりと検証する必要があるんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ、今回気になったのは、市税の滞納者に対して納付計画を出すことを条件に利用を認めるというふうなことが新たに入ってきております。こういうことが全ての行政サービスに影響してくると、悪質な滞納者に対しては毅然とした対応をしていただきたいと思うわけでありましてけれども、圧倒的多くの税の滞納者というのは本当に生活困窮で大変な中で支払いができないと。この間も私に生活相談があった方、納付計画を求められているんだけど、1,000円ずつぐらいやったら納付することも可能かもしれないけれども、担当者のほうからは最低5,000円はというふうな話を受けているというふうな事例も聞いたことがあります。ですから、そういう納付計画をしなければサービスが受けられないというふうなシステムにしてしまうと、本当に低所得の方、またどうしても税の支払いが滞っている方にサービスが利用できないというふうなことになりますから、ここは行政サービスを利用する、税の負担の公平ということもありますけれども、サービスも公平に負担できなくてはいけないので、こういう条件を文章で表現してしまうと、かなり厳しいものになってしまうのではないかと思いますので、こういう点、平成26年度予算にも反映されていると思います。こういうところが大変市長の考え方が重要になってきますので、そのあたり市長に是非お聞きしたいと思っております。

それと、公共交通のあり方については、副市長のほうから今年度の上半期で具体的大枠を示せそうやというふうなことがありますので、それは今回は省きたいと思えます。

それと、2点目は総合病院の整形外科医、非常勤の外科医が2名招聘できるということで、大変努力をしていただいて感謝申し上げたいわけでありましてけれども、実際に一番困っておられるのは、けがやとか交通事故で整形外科的な手術やとか治療が必要な方が今まで姫路に搬送されるというふうなことで、家族も含めて大変大きな負担になっておりました。そういう部分で今回どの程度解消、ある程度解消されるんでしょうけども、全体として解消されるのにはまだちょっと遠いのかなというふうなこともあるかと思えます。

それで、実際市民の方としてやっぱり知りたいのは、救急としてどの程度受け入れてもらえるのか、また、将来的に整形外科医というのが常勤化されるのかどうか、そのあたりの見通しのことについて、お聞かせ願いたいと思えます。

それと、3点目でありましてけれども、市長の政策としてスポーツに力を入れたいということで、この間スポーツ施設の無料化ということが条例提案されて可決されております。しかし、これは教育委員会が所管するスポーツ施設のみで、これも新

聞報道された中で、そのときから土木部が管理しておるかみかわ緑地公園の利用料はどうなるんだとか、その他の同じスポーツ施設はどうなるんだとかというふうな市民からの声が出てきて、この条例を議決するに当たって、ほかの同様の施設についても管理がどの部にかかわらず、無料化をするようにというふうな、議会全会一致で附帯決議を上げております。こういう点については市長は施政方針の中で触れられておりません。ただ、教育委員会のほうからは、教育委員会所管の学遊館のドームの、屋根つきのゲートボールなんができるところについて無料化の提案をするということは委員会では聞いておりますけれども、例えば先ほどのかみかわ緑地公園であるとか、エーガイヤのゲートボール場であるとか、あと指定管理にはなっておりますけれども、楓香荘の屋内ゲートボール場、これらも全て市立のスポーツ施設であります。そういう部分で考えますと、当然3月議会に出てきて、4月から実施されて、全て同一歩調で市内のスポーツ施設は利用できるということが当然提案されるものだというふうに私は思っておりますけれども、市長の考えをお聞きしたいと思います。

それと、これは何回もとりに上げておることでもありますけれども、国民健康保険の特別会計、大変国保税が高いということは常々申し上げているんですけれども、この国保税を引き下げするためには、一般会計からのルール分以外の繰り入れをする。これ以外にないわけですね。基金も今ほとんど底をついている現状の中でね。ですから、一時期、田路市政の中では1年間だけ7,000万円の繰り入れがされました。そういうことで、統計資料なんかを見ても宍粟市の国保税というのは、41市町中、平成23年度の資料では上から5番目というふうなことになっておりますし、医療費については全体で順位を見てみますと、35番目の低さというふうなことになっております。だから、国保税は高いけれども、医療費は低いというのが一応宍粟市の実態なんですね。前回、一般質問でしたときには、保険者負担額は部長のほうから1位ですというふうな答弁があって、こちらが調べておりました資料と年度が違っておりました。保険者負担が多いというのうは確かに多いんですけども、保険者負担が多いということは、逆に高齢者等が多くて、調整交付金が多いとか、あと減免制度に係る繰入金が多いとか、そういうことに逆になっておるんだらうと思います。そういう点でも高い国保税を引き下げのために、一般会計からの繰り入れ、平成26年度でもルール分以外でということになると、1円も見えておられないということになるわけですから、その点市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 岡前治生議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいまの岡前議員の御質問に、ある意味考え方も含めて御答弁申し上げたいと、このように思います。

外出支援のいわゆる資料、このことについては委員会のほうにまた提出をしたいと、このように思います。また、担当部長のほうから提出をさせるようにしたいと思います。

基本的な考え方につきましては、なぜ事業費が膨らんだのか、そのいわゆる検証、非常に大事な部分でありますので、踏まえながら、私も十分検証して、今後の方向等々も見い出していききたいと、このように思っております。

当初の制度設計もあるわけでありまして、私はその制度設計が甘いとか、そうではなしに、基本的には必要な方に必要なものを提供していく、これは当然のこととありますので、先ほど申し上げましたとおり十分検証して今後のあり方を探していきたいと。しかも、これできるだけ早くということ、これまでも一般質問でもそれぞれ答弁しておるとおりであります。交通交通とも相まってそういう方向でいきたいと。

その中には先ほどおっしゃったみなしいう部分も当然ありますので、そういったことも踏まえながら、十分検討を加えていって、本当に必要な方に必要な提供をしていきたいと、このように考えております。

それから、総合病院の関係につきましては、担当の事務部長のほうから、少し具体のことですので答弁をさせますが、3点目のスポーツ施設、基本的には議会で附帯決議をしていただきました。そのことは十分承知しておりますので、4月1日からその方向で進めていきたいと、このように考えておりました、少し具体のこともありますので、担当の参事のほうから全体的に少し具体的に答弁をさせていきたいと。考え方としてはその附帯決議を尊重していきたいと、こういう方向で4月から臨んでいきたいと、このように考えております。

国保税のことにつきましては、基本的には国保税率引き下げについては当然の方向でありまして、私も最大限その方向で努力をしていきたい、こう思っておりますわけですが、基本的に繰り入れにつきましては私はすべきではないと、この考え方を持っております。

以上であります。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、岡前議員から御質問いただきまし

たかみかわ緑地公園など、教育委員会が管理する施設以外の施設の使用料の免除の取り扱いについて、お答えさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、教育委員会が所管いたしますスポーツ施設、学校施設等につきましては、12月の議会におきまして条例改正の議決をいただいております、この4月1日から適用、実施していきたいという形になっております。

市内には、教育委員会が管理する施設、スポーツ施設等々、同等の機能を有する施設がございます、これらにつきましても市民の健康づくり等の機会を確保して、スポーツを通じたまちづくりに寄与していくということから、スポーツ施設と時期をあわせまして平成26年4月から既に議決をいただきましたスポーツ施設等の条例改正の内容に準じた形で対応していきたいというふうに考えております。

具体的な対象の施設でございますけれども、千種保健福祉センターの屋内運動場とフィットネスルーム、かみかわ緑地公園の多目的広場、ちくさ高原総合レクリエーション施設のテニスコート・ゲートボールコート・体育館、波賀サイクリングターミナルの屋内ゲートボール場、生涯学習センター学遊館のアイビードーム、ゆうゆう広場、この5施設につきまして対応していきたいということでございます。

なお、岡前議員のほうから御質問のありました3月議会への条例提案についてでございますけれども、12月の議会におきましてスポーツ施設等の条例改正を議決いただいております。その趣旨に準じた形で今回対応させていただくということで、それぞれの施設の管理条例の中に市長が特に必要と認めた場合という規定がございますので、その規定に基づきまして規則等の改正で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうから外出支援サービスに係る御質問にお答えをさせていただきます。

1点目、2点目の資料につきましては、できるだけ予算特別委員会のほうに提出させていただきます。なお、約900名の方々の距離別の集計というのは、これはちょっと不可能でございますので、利用者、利用回数あるいは市民局管内利用、管外利用別の資料等を提出させていただきます。

それから、いわゆるみなしの関係でございますけれども、みなしという表現、申しわけございません。私ども事務上の区分上で表現しております、外出支援サービスの実施要綱に利用対象者を規定しております。その中で介護保険の要介護認定

者及び要支援認定者等という規定がございます。この等という規定でございますけれども、介護認定を申請されますと、御存じのように1次判定、それから2次判定という形ですけれども、いわゆる介護サービスは利用しないんだけど、外出支援を利用したいという方につきましては、介護認定で行います第1次判定の結果に基づいて判断をしておりますので、この方々をいわゆる区分上のみなし等という中で対応させていただいております。

それから、最後の4点目の市税等の滞納者の方への対応でございますけれども、いわゆる今回設けさせていただいておりますのは、滞納があるから外出支援サービスが利用できないというのではなく、いわゆる納付相談をさせていただいて、個別にそれぞれ対応させていただくということでございます。それぞれ個別事情がございますので、十分御相談させていただいて対応していくこととしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 正午を回りましたが、このまま質疑を続けます。

総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。私のほうから整形外科の救急の受け入れのどういう形になるのかという御質問にお答えをさせていただきます。

平成22年に、私、総合病院の事務部長になってから、この間、3年間ほど兵庫県の中の神戸大学とか、兵庫医科大学、続けているんな形で行かせていただきましたが、本当に整形外科の招聘には苦慮しておりまして、今年度、平成25年度にこういうような形で大阪医科大学の協力が得れるようになったと。本当にまだ十分ではないんですが、やっと明かりが見え出したなというところで、本当に少しほっとした、そういう気持ちでいっぱいでございます。

少し内容的なことを紹介していきますと、大阪医科大学の整形外科の非常勤医師につきましては、1人のお医者さんが火曜日の朝から水曜日の夕方まで、もう1人のお医者さんが水曜日の朝から木曜日の夕方まで勤務をしていただきます。夜間当直もしていただく予定をしております。水曜日については2名の先生になりますので、2名で手術をしていただきます。手術の時間を除く火曜、水曜、木曜の昼間と、火曜と水曜の夜間について救急の受け入れが可能になると、そういうような状況になっています。まだまだ不十分でありますので、来ていただくお医師さんを非常に大切にしたいと、そういう思いでおります。今後はさらに大阪医科大学との連携を強化し、是非とも常勤医師の派遣に繋がるよう、さらに努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 質疑ですので、もう簡単に終わりたいと思うんですが、一つは、今回の外出支援サービスの事業費が膨らんだ検証というのは、やっぱり管外、管内とかいうことではなしに、タクシー料金そのものの制度上の欠陥なんですよ。ですから、例えば初乗りですと600円程度なんですよ。ですから、大体一般的には1キロから約2キロ弱ぐらいまでが初乗り料金で600円というふうなことでいいますと、それほどその利用が多かっても公費負担というのは膨らまないはずなんですよ、250円の負担がありますから。ですから、そういうことから考えると、恐らく遠距離、同じ山崎町内、一宮町内、波賀町内でもタクシーを利用すると、距離は絶対に伸びます。ですから、距離別であるがためにこれだけ恐らく私は事業費が伸びているんじゃないかなと思ってますので、町外へ出たからどうやとかいうことではなしに、やっぱり距離が増えることによってどれだけ個人負担と公費負担の乖離が出てきているのか、隔たりが出てきているのか、やっぱりそういうところを検証するのと、そういう遠距離の利用者がどういうふうになっているのかですね。せやさかい山崎なんかは平成22年度と平成24年度を比較すると利用回数が2倍になっているんですね、1万2,000回から2万4,000回というふうなことにね。そういうところも含めて、やっぱりきちっとどういうところが問題でこれだけ事業費が膨らんでしまったのか。そういうところも検証しなければならないですし、ただ事業費が膨らんだから、利用者を制限するというのでは問題があると思いますね。ですから、タクシー事業者さんもこの間見ても、大変利用者が増えたということで、新しい車を導入したり、人も雇ったりして相当な投資をされております。これは、はた目に見ていてもわかることでありますから。ですから、どうしてもそういう大ざっぱな検証ではなしに、やっぱりきちっとした検証をした上で、それをどう公共交通に乗り換えていくか、そういうことをしていかなければ、大ざっぱな検証では私はこの答えは出てこないと思います。ですから是非そういう、時間をかけてもいいですから、そういう一遍きちっとした統計資料を出していただきたいと思います。

それと、もう1点は、先ほど答弁がなかったんですけども、市長として市税滞納者に対して納付計画を引き換えにサービスを提供するかどうか、こういうことを一端認めてしまいますと、あらゆる分野でこういうことが出てきます。ですから、これは市長として、私は本当に先ほども言いましたように悪質な滞納者に対しては毅然とした対応をとるべきだと思いますが、圧倒的多くの滞納者はそうではないわ

けですから、そういう滞納者に対してそういう条件つきでサービスを出すという、そういう姿勢では私はいけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 税の関係のところではありますが、私はやっぱり税の公平の観点、またそういうことでは非常に重要な部分があるだろうと、こう思っております。しかしながら、担当部長もお答えしたように、きめ細かに納付相談を追いながら、そういった行政サービスをやる。このこともありますので、そういう観点で進めていきたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 資料につきましては、当然将来的な検証をするに当たってはそういう部分も必要でございますので、その部分についてはしっかりやっていきたいなと思います。ただ、予算特別委員会につきましては出せる範囲の中で提出をさせていただきます。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、13番、岡前治生議員の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午後 0 時 0 6 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き予算質疑を行います。

4 番、大畑利明議員。

4 番（大畑利明君） 4 番、大畑です。それでは、私のほうから予算質疑を何点かさせていただきたいと思います。

まず、本年度の市長の重点でございますが、選択と集中、いきいきとした地域の創造について、御質問をしたいと思いますが、市長は、平成26年度の市政運営に当たり、その方針としてこの選択と集中、いきいきとした地域の創造を重点とした予算編成とすると述べられています。

そこで、具体的にどのような分野において、この選択と集中をお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、地域創造粋事業についてお尋ねいたします。

これは、平成26年度から3カ年程度の予算措置とすることによって、地域の元気づくり、あるいは資源利活用、それから地域の発展性を図るという目的で実施をされるようではありますが、平成26年度においては、3本のプロジェクト事業を展開することによって、その目的を達成するというふうに書いてございます。そして、予算枠といたしましては、新たに5,000万円の事業枠を設けられております。

そこで、この3本柱の事業について、事業の必要性や成果、そして事業の目標値などについて、どのように設定されているのか、お伺いをしたいと思います。

続きまして、産業の問題でございます。

平成26年度予算の編成に当たられる際に、私たち新人議員からも予算に係る提案をさせていただきました。あるいは昨日来の一般質問の場においても、宍粟市の重要課題の解決に向けて幾つかの提案をさせていただきました。

私は、その解決に当たりましては、産業分野が担うべきに役割が非常に大きいというふうに考えております。そういう意味で、平成26年度予算の中において、一つには地域資源を生かした産業振興対策、二つ目にはエネルギー関連の普及施策、さらに食料自給率の向上など、1次産業の振興と地域経済の循環施策など、どのような目標で計画あるいは予算措置がされているのか、お伺いをいたします。

続きまして、障害者福祉についてでございます。

障害者福祉について、障害者の社会参加の促進を念頭に総合的に福祉施策を取り組むとあります。具体的にはどのような事業内容を考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、具体的に外出支援サービスについて、お伺いをいたします。

昨日来からこの制度の見直しについて議論がされ、多くの提案もされているというふうに思いますが、私は、現在の制度の中の障害者に対する利用目的では、障害者のニーズに合った制度になっていないというふうに考えています。そういう意味で今後の見直しに当たって、私は障害者と要介護の高齢者の制度設計は、切り離して考えるべきではないかというふうに考えておりますが、それについての御意見をいただきたいと思っております。

それから、もう1点、障害者の問題でありますけども、障がいのある方へのグループホームなどの自立生活支援、あるいはコミュニケーションの支援としてどのような施策が具体的に考えられておられるのか、お伺いをいたします。

続きまして、子ども・子育て支援についてでございます。

平成27年4月、来年度からスタートする子ども・子育て支援制度を控えまして、

活発な議論が展開されているものと推察いたします。その議論のベースとなるニーズ調査が本年実施されまして、その調査結果の公表が待たれてるところであります。

一方、これまで各中学校区において、幼児教育や保育のあり方についての議論が熱心に展開されています。

私は、これらのことから、行政サービスで何が必要なサービスなのかを地域住民自らが検証し始めているというふうに捉えております。そしてまた、サービスを提供する主体も、あるいは方法も多様化しつつあるというふうと考えております。したがって、市あるいは教育委員会はこの子ども・子育て支援について、これまでのような民営化に固執した幼保一元化一辺倒の施策を展開するのではなくて、地域住民のニーズを尊重しながら、多様な幼児教育・保育、あるいは地域の子ども・子育てのあり方を検討すべきではないかというふうと考えておりますが、いかがでしょうか。

最後に、地方消費税について、お尋ねを申し上げます。

この4月から消費税が引き上げになりますが、この引き上げ分に係る地方消費税収については、その使途が明記をされております。そのことによって予算書あるいは決算書への説明資料等において、その充当した経費を明示することが求められていると思います。本市における使途の明確化と資料説明について、どのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま選択と集中、いきいきとした地域の創造を含めてですけれども、どういった観点で行政運営するんかと。あるいは今日、縦割りの中で今回どういった役割を持っておるんかと、こんな観点も含めた御質問だと思います。

少し方向性の部分で私のほうで御答弁申し上げたいなと、こう思うわけでありませう。

お尋ねのところにありましたように、いわゆる複眼的視点、こういうふうに捉えていらっしゃるわけですが、私も今日の行政経営では一点集中というのは、なかなか非常に難しい状況があるだろうと。いわゆる多方面から見た行政運営が非常に大事だと思っております。そういう多角的に見た中で一事業を推進していくということも非常に今日は求められておるんかなあと、このように思いまして、その点については、ただいまお話があったところと私は同感だと、このように考えてお

ります。

その中でも、これまでも申し上げておりましたとおり、宍粟市においては交付税の特例措置の縮減が始まる、いわゆる平成28年度以降を十分見据えなければならぬと。そのためには、学校規模適正化でありますとか、幼保一元化を含めて教育環境の充実というのは非常に重要な部分であると、このように考えております。

また、あわせて、今やらなければならない施策、このことではありますが、私は地域が元気になる、このことをある意味、そういう観点の事業に集中していくことが非常に大事であると、このように考えております。

そういうことを踏まえて平成26年度の予算編成に当たったところでもあります。その中で、地域創造枠としての予算を御提案申し上げておりますが、お話があったとおり、3カ年の中でこの事業を推進していったって、着実に元気な地域をつくっていきたくないと、このように考えております。

一つの分野では、先ほど申し上げたとおり、なかなか事業を推進する、あるいは施策の広がりを求めるというのは非常に難しい状況であるわけでもあります。その中で、今日までもややもすると各部局がそれぞれ個別に、あるいは別々に推進するという体制があったところも否めない事実であります。そういうところで今日は先ほど申し上げたように、あらゆる分野が総合的に乗り合いしながら事業を進めなければならないと、こんなことも考えております。

そういう中で、例えば森林セラピーの取り組みでは観光と健康、それから地産地消の取り組み、いわゆる農業であったり林業であったり、そういったところ。さらにまた教育、そういう複合的な目線を持つことが大事だろうと。そういう中での施策によって、より魅力が生まれてくると、このように考えております。

そういうことによって、交流人口の増にも繋がってくるだろうと、このように思っておるところであります。そのことが私は市民の皆さんからの大いなる支持が得られるだろうと、このように考えておるところであります。

この地域創造枠の事業については、特に予算編成に当たって、私自身のほうから職員に提案を求めたところでありまして、職員の皆さんの英知を絞ってほしいと。一定こういった枠を持ってみんなで考えていきたいと思います、こういうふうな御提案を申し上げたところであって、特に、今やらなければならないことは何かと、こういう問いかけの中で、それぞれ関係部局が相互に連携しながら今回の制度設計に至ったと、このように思っております。

とりわけ、私はこういった事業を通じて職員のやる気はもちろんそうであります

が、職員一人一人が将来の宍粟市はどうあるべきかと考える、あるいは将来に向かって進もうという意欲に繋がってくるものと、このように思っておりまして、職員の英知に感謝を申し上げたいと、このように思います。

そういうことから、これまでの縦割り体制から横との連携をより密にしながら、総力で今日の課題の解決に当たっていく、これが非常に大事だと思ひまして、私はこのことを通じて職員がより一丸となれるものと、このように思っておりまして、いわゆる体制についてもそういう方向に向かっておると、こういうことであります。

これまでも何回か申し上げたところでありますが、私は就任以来、市民の皆さんとの常に対話の中で宍粟市に必要なものは一体何なのか、あるいは地域に元気を求める源は何なのか、そういったことを中心にお話をしたところでありまして、そういったことから今回先ほど申し上げたことをより重点化して推進していきたいと、このように考えておりまして、現在、数値でこういった目標をお示しするというのは非常に私は難しいと、このように思っております。ただ、具体的な事業の中では、今主要施策の中で示しておる事業もありますが、相対的にそれぞれの三つの事業の中でこういった数値を明確に示して、それに基づいて目標に向かっていくというのはなかなか現段階では私自身は難しいと、このように考えております。ただ、意欲やいろんなところを総力を挙げて、今後、課題解決に向かう必要があると、このようにしております。

そのほか具体的な質問をたくさんいただいておりますので、参事及び担当部長のほうから細かに答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、大畑議員から御質問のありました最後の質問、地方消費税につきまして御答弁させていただきたいと思ひます。

もう御案内のとおりかと思ひますけれども、消費税が5%から8%に引き上げられることによりまして、地方消費税が1%から1.7%に0.7%引き上げられることになっております。平成26年度はこの制度改正の初年度ということで、平年ベースでの収入額が見込めないということですから、宍粟市が平成26年度に収入する地方消費税のうちの引き上げ分に相当する金額は7,800万円余りとどまるというふうに見込んでおります。

このたび国から地方団体にはその引き上げ分の全額を社会保障施策に要する経費に充てるよう、予算書や決算書の説明資料等において、その内容を明示するように通知があったところでございます。このことから、地方消費税の引き上げ分につき

ましては、全額社会保障施策に要する経費に充てることといたしまして、その充当先の内訳につきましては、予算特別委員会への説明資料として提出させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 議員御質問のゼロエミッションや再生可能エネルギーの普及対策、これによるところのエネルギー自給率向上、あるいは産業の振興、この件についてお答えをさせていただきます。

関連につきましては、おっしゃいましたように一般質問で答弁をさせていただいておるところであります。予算的な面も含めてお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは、新たな事業といたしまして、今年度から着手をいたしました福知の小水力発電事業、この可能性調査を継続して事業化に向けて事業認定を取得できるように各種調整を進めていくとともに、自給率70%達成、これに向けてのロードマップをより具現化するために福知に続く適地候補での事業可能性調査に取りかかるために、小水力発電事業性評価調査業務の委託料を800万円計上いたしております。

一方、小茅野におきましては、農村整備事業の「ふるさと水と土ふれあい事業」、この事業を活用いたしまして、売電のみならず、既存の農林業用施設、この施設に電気供給を行い、農林業による地域の活性化に繋げるために小茅野農会による小河川を利用した小水力発電事業に係る計画書作成業務委託料、これも200万円を計上しております。

また、これまでの取り組みを継続するために、一般家庭での太陽光発電、ペレットストーブ並びに薪ストーブの導入促進や、事業所での木質バイオマスボイラー、これの導入についても引き続き推進をしていきたいと。再生可能エネルギー利用促進事業補助金として1,800万円、あわせて公共施設へのペレットストーブの導入を継続するために備品購入として600万円、それぞれ計上いたしております。あわせて市民大体e-みらっそ、この活動の支援、あるいは地球環境大学、この取り組みの支援も継続をいたしていきたいと思っております。

これらの取り組みを推進することによりまして、循環型社会構築に向け、エネルギーの自給率向上並びに地元産業の活性化に、より一層促進していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私のほうから、障害者福祉についてと子ども・子育て支援について、お答えをさせていただきます。

まず、障害者福祉の関係で、総合的に取り組む具体的な事業でございますけども、主な事業について御説明させていただきます。

これまでも生活支援事業としてたくさん行っておりますけども、例えば手話通訳者であったり、要約筆記奉仕員の派遣事業、また手話奉仕員の養成研修の実施、それからスポーツ教室の開催、訪問型歩行訓練事業の実施等々がございます。

また、平成26年度の新規事業といたしましては、障害者に対する理解を深めるための啓発事業、また障害者やその家族が自発的に実施する活動等への支援事業等も予算計上させていただいております。

それから、2点目の外出支援サービスについてでございます。

持続可能な制度となるために将来目標を定めて見直しに取り組んでおります。これは一般質問等々でも御答弁させていただいております。その中で、行き先につきましては、現行、御存じのように医療機関と公共機関に限定をしておりますけれども、将来的には余暇活動や社会活動への参加のための外出についても支援をしていきたいというふうに考えております。これによりまして、障害者の方々の社会参加の促進が大きく図られるものと思っております。

なお、制度といたしましては、現在同一の制度運営を予定をしておりますけれども、関係者、団体等に意見を聞きながら、よりよい制度としていきたいというふうに思っております。

3点目のグループホームなどの自立生活支援についてでございますけども、市内にグループホームは2施設ございますけども、市外施設を含めていわゆるサービス給付費を計上しております。また、グループホーム等を利用されている家賃補助についても予算計上させていただいております。

次に、コミュニケーション支援につきましては、先に述べましたように、手話通訳者や要約筆記者の派遣であったりとか、手話奉仕員の養成研修等々の実施の事業を予算計上させていただいております。

続きまして、子ども・子育て支援についてでございます。

子ども・子育て会議の事務局を担当しておりますので私のほうからお答えをさせていただきます。

御承知のように、現在子ども・子育て支援法に基づきまして、宍粟市におきまし

ても子ども・子育て会議を設置いたしまして、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて今事務を進めております。

この事業計画におきましては、子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、大きく三つの項目について整備計画を策定することとなっております。

まず、一つ目は認定こども園、幼稚園、保育所の施設型給付について、二つ目は小規模保育や事業所内保育などの地域型保育給付について、三つ目は子育て支援センターあるいは延長保育、放課後児童クラブ等々の地域での子ども・子育て支援事業について、この大きく三つの項目について整備計画を作成することとなっております。

ニーズ調査につきましては、本年度、平成25年度に実施しまして、今現在、集計と分析を行っております。今後このニーズ調査を踏まえまして、子ども・子育て会議の中でいろいろと御意見をいただくこととなっております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、地域資源を生かした産業振興の対策、それから食料自給率向上と地産地消の推進など1次産業の振興と地域経済の循環について、お答えをさせていただきます。

まず、この宍粟には地域資源としましては、山と農業がございます。まず、森林・林業の推進においては、昨年7月から市内にある公的な関係団体の懇談会を定期的に進めております。今月18日には、地域林業の担い手育成等を目的として「しそこの森連携協定」を締結する予定であります。

宍粟市の地域資源は何といっても森林資源と豊かな自然環境であると思っております。これらの活用が特に重要だと考えているところでございます。

平成26年度の具体的な事業としましては、地域資源を生かすため、新たに宍粟材普及促進支援事業、林業の担い手育成対策事業等に取り組み、従来の助成等を継承する中で、バイオ発電等の利用促進も推進していきたいと。資源の供給拡大を図っていきたいと考えております。

農業におきましては、「人・農地プランづくり」及び「日本型直接支払制度」を積極的に進めることとし、また地産地消推進事業、6次産業化推進事業等の創設・拡充に取り組みすることとしており、農林業分野と観光など地域資源を生かした取り組みを推進していきたいと考えております。

さらに資源を観光資源として生かす取り組みについても進める必要があります。

平成26年度は森林セラピーの認定を受けるよう取りかかっておりますが、これは既存施設と宍粟市の資源をうまく絡めて交流人口の増を図っていこうとするものであります。

また、篠ノ丸城登山道へのもみじの植栽、クリンソウ群生地を整備などを行うことにより、地域産業にも影響するものと考えているところであります。

いずれにしましても、地域農林業者等が主体性を持って、資源を生かした産業振興が図れるよう市民を含めて関係者と行政が一体となった取り組みを推進していきたいと考えております。

2点目の食料自給率向上と地産地消の推進など1次産業の取り組みでございますが、地域経済の循環を図るためには、議員おっしゃるとおり地産地消が大切であると思っております。そのために地産地消を進めることが食料自給率の向上に繋がると思っております。

このため、従来の供給・生産の視点に重点を置いた施策の展開のみならず、消費者側へのアプローチも考慮する必要があると考えております。このため食料自給率の向上や地産地消等への取り組みとして、「ファームマイレージ制度」や「安全安心野菜の実証と生産体系の検証事業」を実施する予定でございます。

また、生産者側への支援として、集落営農や認定農業者だけでなく、小規模農家が農業から収入を得るという仕組みづくりについても推進していきます。そのため、農業に経験のない新しい担い手のためにも、「ふるさとの野菜づくり」、「畑の教科書」と言っておりますが、そういう事業、それから、また北部の給食センターへの地元産の野菜の供給のための保冷库等の設置を実施し、1次産業の振興と地域経済の循環を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 細かい点につきましては、また予算特別委員会の中でそれぞれ質問等々をされると思しますので、私は市長、副市長、教育長がその委員会に出られませんので、再度その辺だけもう一度お尋ねしたい点がございます。

市長からは、選択と集中についての考え方を述べていただきました。是非これまでの縦割りを排して多角的な考えでもって事業を推進していただきたいなというふうに思うわけですが、そういう意味で、この地域創造枠の5,000万円を新たにつくり上げる過程でどれだけの事業の見直し、あるいは廃止が行われてきたのか、その辺を少し具体的にお話しできる範囲で結構ですから、お答えいただきたいというふ

うに思います。

それと、産業の話も今お二人の部長から考え方を述べていただきましたが、私、この間も一般質問で申しましたように、この宍粟市内で食料関係では約100億あたりの消費が行われている。あるいはエネルギー換算でも20億程度あるのではないかなど。その消費を市外に出さない、市内での循環をして、それぞれの事業を後押ししていく必要があるのではないかなどというふうに考えておるわけですが、そういう意味で選択と集中、いわゆる事業の多角化という視点からいいますと、少し総花的にやっておられて、どこに重点が置かれているのかというのは、少し見えにくいので、その辺また委員会でも話させていただきますので、もしそれに反論がありましたら、ちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、障害者の関係でございますが、外出支援サービス、私は今お伺いしますと、現行制度の中で外出目的をこれからまた拡大をしていくと。社会参加や余暇活動、そういうものにも広げるというお話でございましたが、そうなりますと、さらに財政負担の増大というのが免れないんじゃないかなどというふうに考えておられて、そういうことで推移すると、また利用料金の値上げとか、あるいは所得制限問題とか、午前中もありましたが、滞納要件などさまざまな利用制限をもって抑えにかかろうというような話になっていって、本末転倒な議論に進んでいくんじゃないかなどという心配をしております。

私は、障害者の外出支援は、これはやっぱりガイドヘルプという概念で、しっかりとした制度設計が要ると思いますし、それから要介護の高齢者の方々については、本当に外出の困難部分に、医療とか介護、そういうところに限定されるべきだろうという意味で、一緒の制度にあると、要介護高齢者も社会参加に利用できるしということで、どんどん膨らんでいくと思うので、そこは分ける必要があるんじゃないかなどというふうに考えております。

そして、今後増大する財政負担に対しては、一定程度限度枠を設ける必要があるのではないかなどというふうにも思いますし、また、根本的なところではやっぱりタクシー料金を見直す必要があると。福祉サービスに限ってその料金を別途議論していかないといけないと思いますし、見直しを求めていくという姿勢が要るのではないかなどというようなことを考えておられて、そのような形で健全な外出支援サービスの運営を進めていくべきだというふうに思っております。

それから、市長がいらっしゃるので聞いていただきたいんですが、障害者のコミュニケーションの問題です。

これは、先進的なところでは、手話通訳者が行政の窓口配置されるというようなことも行われているようでございますが、そういうことはまた今後検討していただくとして、従来からデイジー図書の話が持ち上がっております。デジタル系のいわゆる視覚障害のある人たちに市の情報をどのように読み取っていただくかということで、音声でしっかりお知らせをするものでございますが、そういうものの導入をということを盛んに申し上げておるんですが、なかなかそこに至らないということで、是非これも平成26年度中に議論をいただけないかなということを思っております。

それから、最後に教育長に1点だけお伺いしますが、私、先ほども地域の思いとニーズ、そういうのに即したあり方を改めて問う時代になってるということで、これまでの民営化に固執した幼保一元化ではなく、多様な施策をということを申し上げましたが、それについて考え方をお答えいただければと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） できるだけ私のほうで答えられる分はお答えしていきたいと思いますが、具体的なことまでちょっとようお答えできんかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

どれだけ廃止、どれだけどうだったんかということについては、先般も一般質問もあつたんですが、また大変申しわけないんですけど、予算委員会の中でも十分詰めていただいたら、個々の事業の中で。全体的には1,000万円程度の縮減の中でというようなお話もさせていただきやに思うわけでありますが、職員のかかわる費用の問題、いろいろあります。また後でその中でやりとりをお願いしたいと思います。

特に、地産地消については、今度の地域創造枠の中でも当然地域の中で地域経済をうまく循環させていこうと。そのためには地域がまず元気になっていかないと。それは農業分野だったり林業分野だったり、それは個々にできないので、教育ともかかると、横断的にやっていかないとということなんで、基本的には、具体的に100億、20億、その数値ではなしに、その方向を向いて私は今回の地域創造枠の中でも一定方向を向いておると、このように御理解いただけたらと、このように思います。

それから、外出支援については、午前中も申し上げたんですが、当初の制度設計がどうかということも大事なんですが、私はやっぱり基本的には必要な方に必要なサービスを提供していくんだと。そのために持続可能な当然運営をしなくてはなら

ん、あるいはそのための制度設計もしなくてはならんと。そのために一体課題は何かあるのかということは距離の問題とかいろんな問題があります。あるいはタクシーでの運行、タクシーというのはもう御承知のどおり、1人が自宅から乗って1人を目的地まで運ぶと。それから場合によっては乗合タクシー制度というのも従来やっておいた経緯もあるわけでありましたが、そういったことも踏まえながら、十分検討を加えていく必要があるだろうと。

ただし、これはどうしても行政だけではどうにもならんので、今、公共交通と相まって、その協議会の中でいろんな形で本音を出し合いながら、その議論もしていただいておりますので、できるだけ財政的な面も踏まえながら検討していく必要があるだろうと、このように考えておりますので、方向としては私は続けていくためには一体どうあるべきなのかということの基本にしながら、制度を考えていく必要があるだろうと、このように考えております。

それから、音声図書ということでデジタルとおっしゃったんですが、今、いろいろボランティアグループの方にある意味の広報等も踏まえてテーブルでやっていただいたり、いろんな形でやっていただいておりますが、そういうふうな音声図書があるというふうなことであります。大変申しわけないんですが、私、十分認識しておりませんので、そのことについて一体どんなものかも含めてまた十分検討していきたいなど、このように思っております。

ただ、コミュニケーション支援というのはいろんな形があるだろうと思うんですが、それぞれ市民の皆さんやいろんなボランティアも踏まえながら、将来にわたって何がいいのかということについては、いろいろな角度から検討する必要があるだろうと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 今、大畑議員の御指摘がありましたように、多様な子育てのあり方を検討していくべきではないかと、このように御指摘をいただきました。確かに多様なあり方を臨機応変に対応していくということも大変重要なことだと思います。しかしながら、この平成27年4月に、千種でいろいろな議論をしていただきまして、認定こども園のスタートがやっと始まるという段階で大きな一歩を踏み出していただいたんでないかと思っております。

そういう中で、この取り組みのスタートの原点に思いを持ち、初志貫徹という今の思いで今は進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 最後にもう1点だけ外出支援についてですが、先ほどから私は障害者と要介護高齢者の分離と、制度を分けるということのお話をしておるわけですが、それに対してその方向の答弁がなかったわけですが、市長はそれは今の制度でいくというお考えで、分離についてのお考えは全くございませんか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 今市長も交えているんな方向を検討しております中には、先ほど申しましたような必要な支援を必要な方にやっていこうというのが原則でございます。障がいをお持ちの方に対する支援、これはいろいろあると思いますが、精神的な方もございましょうし、知的な支援のこともございます。そういった点は要介護者はやはり分離して考えていくべきだと思っております。具体的にはどういった支援をすることが望ましいのかということは、いろいろなケースを想定しながら今後具体的な取り組みをしたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員の質疑を終わります。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。では、予算に対して大きく9点の質問をさせていただきます。

まず1点目、予算規模についてです。

昨年10月に、市長より参事、市民局長、部長、局長宛てに出された予算編成方針についての通知には、少なくとも平成33年度までに一般財源ベースで8億円から10億円程度の歳出削減が必要とされています。今後どのようなスケジュールで平成33年まで歳出削減を行い、来年度の削減目標はどの程度なのか、お伺いいたします。

次に、起債についてです。

市債の発行額が来年度、今年度に比べて10億8,500万円増え、32億7,900万円、今年度比でいきますと1.5倍、プラス49.5%になっております。一般会計の起債残高も1,200万円程度減るだけになっており、公債費比率の改善の傾向はあるんですけども、どのようなスケジュールでその起債の残高を減らしていくのか、そのスケジュールについてお答えください。

3番目、人件費についてです。

人件費減9,221万2,000円のうち職員数の減による1,528万2,000円、これは退職される方と新しく新規採用の方の差額であると考えておりますけども、具体的な人数はどのようになっているか、お答えください。

また、非常勤の職員の方の給与等は性質別経費のどこに該当し、その予算額は幾

らで、平成24年度決算、平成25年度予算、平成26年度当初予算、どのように変遷しているか、お答えください。

次、廃止事業についてです。

平成26年度予算編成に際しては、事業のスクラップ・アンド・ビルド、何かの事業を削減して財源を確保し、新たな事業を立てるということが基本方針であったはずですが。地域創造枠というのは、そのつくられた、ビルドされた新規事業の最たるものだと思いますけども、実際にスクラップされた主な事業と事業費の概算をお答えください。

次が、ふるさと宍粟PR館設置事業についてです。

新規で平成26年度予算に600万円がNPO法人姫路コンベンションサポート様への委託料と計上されていますが、この事業の目標は何でしょうか。目標なしで委託された側も計画が立てられない、このように考えております。主要施策の説明の中にはそういった目標に当たるものが見当たりませんでしたので、お答えください。

次、地産地消推進事業についてです。

同じく新規の事業でファームマイレージ推進事業というのがございます。具体的な制度設計はどのようになっているのか、生産者と消費者、それぞれのメリットについてお答えください。

また、その事業に係る目標が市内直売所の出荷者数1,200名となっておりますが、これは延べ人数なのか、実人数なのか、ちょっと細かいことですが、お答えいただければと思います。

また、この目標は地産の成果指標にはなり得ると考えますけれども、地消の成果指標は何を想定しているのか、お答えください。

次、病院の院内託児所運営事業についてです。

来年度、2,700万円の委託料がこちらの院内託児所の委託料として計上されておりますが、この事業はあくまで医療従事者の確保が目的であるというふうに考えます。その成果をはかる指標をお答えください。

次、幼保一元化推進事業についてです。

来年度は、具体的に設計監理委託料や工事請請費などの経費が計上されております。今年度より1億円の増となっておりますけれども、戸原小学校区での設計に着手するというふうになっておりますが、この地域、戸原地区が一元化自体、またガイドラインに基づく民営化に対して理解が進んだと考えてよいのか、このあたりの判断についてお伺いします。

最後に、学校規模適正化推進事業についてです。

山崎西小学校に関する総事業費がおよそ6億円です。波賀小学校、平成27年度より新たにスタートしますが、その総事業費が2億7,400万円というふうになっております。その総事業費の差、山崎西小、菅野小学校と波賀小を比較しても建設年、規模、生徒数等、そんなに変わりはないと思われるんですけども、その総事業費の算出根拠、その差についてお答えください。

以上、9点です。お願いいたします。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、鈴木議員から御質問のありました予算全体にかかわります最初の4点の質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、予算規模についてでございますけれども、予算規模につきましては、歳出の削減について、高齢者の増加に伴う社会保障関連経費の増加、もしくは一部事務組合の負担金の増加、さらに学校規模適正化や幼保一元化などを進める中で、一概に毎年平均して削減していくということがなかなか難しい問題になっております。

また、現在国におきまして、合併市町の普通交付税の算定の見直し作業が進んでおります。この見直しの影響額が今後の歳出削減の目標額に大きく左右してくるというふうに考えております。したがって、今後、国の普通交付税の算定見直しの影響額が明らかになるように国とも十分情報を得ながら、再度削減に必要な額を精査をしながら、来年度から行革大綱の見直しにも着手いたしますので、そういった行革大綱の検討を進めながら、普通交付税が完全に一本算定となる平成33年度においても健全な財務体質となるように財政運営を行っていくという考え方で今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

したがって、来年度の平成26年度の予算編成の総額なんですけれども、実質的には平成25年度当初予算が国の補正によりまして前倒しをしたといった関係で考えますと、総額においては実質的には前年度を下回るように、今回編成を行ったというところでございます。

2点目の起債につきましては、その縮減のあり方でございますけれども、議員御指摘のとおり、平成25年度と平成26年度の当初予算で見比めますと、市債の発行額が1.5倍になっておるといことになりまして、これも先ほど説明いたしましたように、平成25年度の当初予算に計上する予定の大型の建設事業、具体的に言い

ますと、例えば山崎小学校、城下小学校等の改築事業、これについて国の補正に伴いまして平成24年度に補正計上した関係で平成25年度の当初予算の発行額が減ったということでの比較でございます、実質的には大幅に増えておるということではないと御理解いただけたらというふうに思います。

残高については、そんなに大きくは減っておらないんですけれども、この間繰上償還等、平成26年度の当初予算においても平成25年度に比べまして2,000万円増額して2億7,000万円の繰上償還にも取り組むというふうにしておりますけれども、できるだけ利子の高かった借り入れ部分を繰上償還することで、今後の起債残高の減少にも繋がっていくというふうに考えておりますし、新しく発行する起債につきましては、できるだけ交付税措置のある有利な起債を選択するようにしていくということで、起債残高を縮減していきたいというふうに考えております。

3点目の人件費についてでございます。

人件費減のうちの職員数の給与の減が前年に比べまして1,528万2,000円というふうな減になっております。この差につきましては、退職者と新しく採用する者との基本的には差額ということで減額になっておるところでございますが、具体的な数字で申しますと、平成25年度の退職者は正規19名と任期付職員1名の合計20名でございます。平成26年度に新たに採用職員数は正規職員8名、再任用職員2名、任期付職員9名、合計19名となっております、実数といたしましては1名の減ということでございますけれども、比較的給与の高い退職者がやめられた関係で、その差額として1,528万2,000円という額になっております。

それから、非常勤の給与等につきましては、性質別経費としてどこに該当するのかということでございますけれども、性質別経費といたしましては、物件費の欄の中に計上をいたしております。その中に賃金として具体的な金額といたしましては、平成24年度の決算額では6億1,187万6,000円、平成25年度の当初予算額では6億6,969万8,000円、平成26年度の当初予算では6億6,772万3,000円ということで、予算ベース同士で平成25年度、平成26年度を比較いたしますと197万5,000円の減となっているという状況でございます。

4点目の廃止事業についてでございます。

議員御指摘ありましたように、地域創造枠事業ということにつきましては、ビルドされた事業ということでございます。昨年の秋に予算編成方針を各部局のほうに伝えます際に、この地域創造枠事業につきましては、交付税の段階的縮減が始まります平成28年度まで、まだ少し財政的に体力のあるこの3年程度の間、できれば

将来的に収入が増えるような事業、もしくは経費の節減に繋がるような事業、もしくは市民、地域に元気を与えられるような事業、こういったものをスクラップということではなくて、部局の皆さんにそういった意味合いのものを積極的に出していきたいということで、特にスクラップ・アンド・ビルドとは別枠で措置した5,000万円ということで御理解をいただきたいと思えます。

その上で、事務事業の選択と集中についてでございますけれども、ハード事業につきましては、事業の必要性、緊急性などを考慮いたしまして、個別の事業の優先度合いを査定し、実施事業を決定したところであります。ソフト事業につきましては、その事業の目的・効果などを精査する中で、12事業についての廃止、3事業についての縮小といった結果、約1,000万円の削減結果というふうになっています。このほかにも先ほどありました職員数の人件費の減1,500万円といったところ、こういったことの中で最小限の経費で最大限効果を発揮するように各種の事務事業については予算額を精査したということでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 議員御質問の仮称でありますけれども、「ふるさと宍粟PR館」、ここの設置のいわゆる目的について、お答えをさせていただきます。

平成25年度、観光基本計画を具体化するために、一体宍粟にお越しをいただく方はどちらのほうからお見えになる方が多いのかなということで、例えばゆり園、あるいはもみじ祭り等でお越しいただいた方にアンケート調査を実施いたしました。宍粟市へお越しいただく方につきましては約6割の方が西播磨地域の方であると。また、その半数は姫路市からお越しになる方、アンケートの上では半数は姫路という調査結果が出てまいりました。その結果を受けまして、まずは西播磨での知名度をさらに高める、このことを目的といたしまして、このたび姫路において「ふるさと宍粟PR館」を設置をしようという計画を立てさせていただきました。

御存じのとおり、姫路は、播磨の中核都市であり、人口は50万人以上、そして年間800万人以上の観光客がお越しになるという、まさに中核都市であります。さらに、去年から今年にかけては、大河ドラマ「軍師官兵衛」の影響、また来年の3月末と聞いておりますけれども、世界遺産の姫路城がリニューアルオープンということで、この姫路を中心とした地域の観光客の大幅な増加が見込まれます。宍粟市が官兵衛飛躍の地であるということ積極的にアピールをすること、それから

姫路から宍粟への人の流れをつくっていきこうということで、観光振興、あわせて特産品の開発・販売PR、交流人口及び定住人口の増加に繋げていきたいというふうに目的を考えておるところであります。

今受託先として協議、検討を進めさせていただいておりますNPO法人の姫路コンベンションサポートさん、ここは現在同じ場所で県の中播磨県民局の業務であります銀の馬車道、ここのPR館を運営していただいております、特産品の仕入れ販売のノウハウ、それも有し、ほかにも兵庫県からのアンテナショップの運営、また姫路市の指定管理等々を受託をされておるところということを聞いております。そのジャンルには長けた法人であるということの一つのメリットがあるんじゃないかなというふうに考えておるところであります。

運営開始の後にはPR館での販売実績、来店者数、パンフレット等のチラシの配布、これの実績を毎月こちらのほうへ報告をしていただくと。さらに、お客様の反応や意見を参考に新製品の開発だとか、観光戦略を生かし、あわせまして、市職員、今後の協議になりますけども、観光の事業者、農家等もそこへ行って積極的に宍粟のアピールをしていただくような形がとれへんかなということで、あわせて調整もさせていただきたいというふうに考えておるところであります。計画どおりこのPRを有効な活用として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、ファミイレージ推進事業について、お答えをさせていただきます。

ファミイレージ事業につきましては、御存じと思いますが、地元で育った野菜や果物を買うといいですか、消費することで、野菜が育つ農地を守るというシステムでございます。直売場に出荷される地場野菜にポイントを付加し、そのポイントが消費者にたまり、ポイント数に応じて消費者は特産品等を受け取る仕組みでございます。これまでの補助制度と視点を変えて消費する活動を活発化させることにより、結果、農業の振興を図っていきこうとする制度を創設するものであります。

メリットとしては消費者は地元の安全・安心な野菜を購入できるとともに、ポイントをためることによって特産品等が得られる。また、生産者にとっては消費が進むことによって生産面積が広がり、収入増と経営意欲の向上が図れると考えております。

次に、成果指数数値の1,200人についてであります。これは実人数でございます。

す。ちなみに現在、市内に5カ所の直売場の出荷実人数は平成24年度現在でございますが、約1,000人でございます。ここ200人はアップしたいと考えております。

それから、地消の成果目標はとの御質問でございますが、まずは、畑の教科書、就農・定住前研修等の事業をあわせて行うことにより、生産意欲の向上に伴う出荷者や商品数の増を目指した思いから指標を策定をしております。

今後において、地消の目標としては売上総額または売上高の伸び率などを指標として制定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、幼保一元化事業と学校規模適正化の関係でお答えをさせていただきます。

まず1点目の戸原地域の幼保一元化事業の推進でございますが、この件に関しましては、本年の1月末に、地域から宍粟市認定こども園運営ガイドラインの趣旨に沿った社会福祉法人運営による認定こども園の設置に向けて事業推進をするということの地域の確認を得ましたので、それを踏まえ検討の後、予算化をしたものでございます。

それから、もう1点、学校規模適正化の改修工事でございますが、成果説明書が上がっておりますように、山崎西小学校と波賀小学校の工事費に大きな差がございます。この考え方でございますが、波賀小学校につきましては、平成14年、15年に大規模改造を行っております。そういった関係で今回の校舎の改築工事が山崎西小学校に比べて安価になっているという点、それから、もう1点は、同じく本年度に予定をしておりますプールについてでございますが、山崎西小学校のプールにつきましては、昭和47年の建築で相当老朽化をしております。山崎西のプールについては新たなものを改築をしたいと。それから、波賀小学校のプールにおきましては、平成58年7月の建築で、この部分につきましては一定の改修で子どもたちに十分使っていただけるのかなと、こういう考え方のもとで積算をしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 私のほうからは、院内託児所の成果をはかる目標について、御答弁させていただきます。

託児所につきましては、民間を含めてほとんどの病院が設置をしている状況でございますが、託児所があるということだけで医師、看護師または医療従事者が来て

くれるというような形にはなりません、まず、病院としては病床利用率として75%を目標にしております。75%で運転資金が自分とここで確保できるという形で考えております。

そういうところで院内託児所だけではなく、医師の研修体制の充実であるとか、また奨学資金の貸与など看護師確保対策、また勤務環境の充実をPRをしていくと、そういうようなことを含めて常勤医師2名、常勤看護師10名の確保を目指したいと考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、ちょっと質疑なんですけど、ちょっともう一回わからないところを御説明いただきたいところが幾つかあるのでお願いいたします。

まず、交付税算定の仕方というか、一本算定をどのようにするかというのは、今、国で見直しの議論中というふうに伺ったんですけど、それというのはいつごろ結論というか、実際の平成33年の影響額が出るという見通しなのかをお伺いしたいと思います。

あと、別のことで、仮称のふるさと宍粟PR館なんですけども、これ今後の協議というふうにおっしゃってましたが、市の職員の方、観光の関係者、農業の関係者がそちらに出向いてというようなことを御計画ということなんですけども、そのあたり実際に市内でされている方、農業に従事されている方とか、そういった観光に従事されている方に打診というわけではないですけども、そういった声かけみたいなこと自体からスタートしなきゃいけないのか、もうそのあたりは大分協力が得られそうな状況なのか、そのあたりをちょっとお伺いします。

あと、ファームマイレージの件についてなんですけども、生産者、そのポイントを付加して消費者はそのポイントによってまた農産物にいくということで、生産者にとっては地産という部分は大きく活性化すると思うんですけども、地消、だから市内の方が市内でお買い物をするというのが地消だと思うんですけども、そういったところにどのように影響というか、効果があるか、もう一度御説明いただければと思います。

あとは、幼保一元化のことなんですけども、ガイドラインに基づく社会福祉法人での運営で了解が得られているというお話だったんですけども、建設費とかそういったもの、千種のほうでは運営は社会福祉法人という方針は変わらないんですけども、社会福祉法人の一定の負担という部分で大分方針が変わったというふうに理解してはいますが、そのあたりはどのように地域に御説明されているのか、お伺いし

ます。

あとは、学校規模適正化のことについては、平成14年、15年に波賀小学校は大規模改修をしている部分で、その総事業費に差があるんだということをお伺いしましたが、ただ、やはり山崎西小学校はいわゆる合併特例債を大分充当されていると思うんです。それは、もう平成17年以降合併したことに伴ういろいろな設備、インフラ整備であるとか、そういったところに使うものです。波賀小学校に関しては過疎債、これは合併の前から使える財源だと思うんですけど、その財源の充て方については、どのような方針があるのか、もう一度、何度か説明いただいているかと思うんですけども、ちょっとそのあたりをお聞かせいただければと思います。

以上です。お願いします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、国の交付税の算定の見直しのスケジュールといたしますか、めどにつきまして御回答申し上げたいと思います。

正直なところ、国から正式な説明とか通知が参っておるという状況ではございませんので、正確なところはまだ本当にわからないといったところが正直なところでございます。

ただ、マスコミ等の報道等の話で誠に申しわけないんですけれども、聞いておりますところでは、平成26年度から5年程度をかけて支所の運営経費や消防サービスの経費の基準を改めるなど、交付税算定の基礎となる標準団体の面積拡大などの作業を進めるといったような報道がなされております。

これについて、5年程度をかけてということですので、5年先をずっと見据えて内容が来年度すぐわかるかということはなかなか難しいのかなと思っております。少なくとも平成26年度の作業内容は支所の経費を対象に見直したいということでございますので、本市の場合は3市民局の部分の経費が増やす方向で見直しがされるのではないかなというふうに見込んでおります。来年度中に全体像がどこまでつかめるかどうかというのは、今後できるだけ国の動き、国の情報に留意して財政見通しの作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 取り組みの中で、職員あるいは市内の事業者の方等の参加要請といたしますか、その協力度はというお話ですけども、これまで例えば平成25年度、各市内のイベント、それから西播磨等でのイベントにつきました

ては、観光事業者、あるいは各団体、積極的に出店、あるいは参加をいただいた経緯もございます。具体的には、まだ事業者のほうにはお話はしておりません。当NPO法人と基本的なことを今詰めておりますので、その大枠が詰まりましたら、PRの手法について積極的にこちらもかかわらせていただきたいというお話を進める中で、これから協議をしないと。それで計画どおり協議が整いますと、オープンにつきましては、5月のゴールデンウィーク前にはオープンをしていただきたいというふうな予定で進めております。

以上です。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 地消に関してのポイントの点でございますが、先ほど申しましたように、消費者は買うことによってポイントが増えるということで、ポイントが増えたことによって品物がいただけるということで、生産量が上がってくる、上がってきたことによって生産者はそれで作る意欲が沸いてということで、相乗効果が出るんじゃないかなと思っております。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 2点だったというふうに思っております。施設の建設の部分についてでございますが、今現段階では、地域の皆さんにはガイドラインにも明記をしておりますが、既存の市内の社会福祉法人、あるいは地域でつくっていただける社会福祉法人、その場合にはこういった仕組みと申しますが、負担が要ると、こういったところのお話を今御説明申しておるところでございます。現段階におきましては、その部分の方針としては明確に定まっておりますが、今後引き続きその部分について、地域としては協議をしていこうということがございましたので、今回の予算に計上させていただいておるところでございます。

それから、もう1点、学校の整備の考え方でございますが、山崎西小学校と波賀小学校の校舎改築あるいはプールの改築について、財源の都合によって整備の内容が変わるものでは全くございません。担当部局といたしましては、そこは同じ考え方、例えば校舎でありますと、腰壁までを木質化するとか、そういった一定のコンセプトのもとで行っております。ただ、財源につきましては、これは財政部局との調整にもなるわけですが、それぞれ合併特例債が使えるもの、あるいは過疎地域でございますと、過疎債が使えるもの、そういう将来の財源の負担等々を考えながら、合併特例債あるいは過疎債を充当すると、このような状態でございます。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の質疑を終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第29号議案から第39号議案までの11議案は、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決めます。

続いて、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

予算特別委員会委員に、2番 稲田常実議員、4番 大畑利明議員、6番 伊藤一郎議員、7番 榎橋美恵子議員、10番 藤原正憲議員、12番 福嶋 齊議員、14番 山下由美議員、16番 実友 勉議員。

ただいま指名いたしました8名を予算特別委員会委員に選任いたします。

委員会審査、よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月17日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時20分 散会)